

IAA リスクブック

第 11 章—支払不能時の破綻処理

ニック・デクスター

1. 要約

この章では「G-SIIs（グローバルな金融システム上重要な保険会社）」に選定された保険会社に対し、金融安定理事会（FSB）と保険監督者国際機構（IAIS）が求める要件と、それが英国においてどのように適用されてきたかについて述べる。一般的な原則はほとんどの先進国で守られているが、詳細は（必要に迫られて）異なってくると考えられる。しかし筆者は本稿が保険会社の経営者や規制当局にとり、再建・破綻処理計画を策定する上で有益な検討事項の概要を提供するものであると考える。

2008 年の金融危機以降、金融機関が破綻した場合に何が生じるか、そして破綻が立て続けに生じる可能性の増大というシステミックリスクにどのような影響が生じるか、に対する関心が増大している。主な関心の対象は銀行セクターだったが、AIG の問題を受け、保険会社もまた監視の対象となってきた。この監視は世界的に金融システム上重要と判定された保険会社群 G-SIIs に向けられてきた。しかし世界の規制当局の中には、G-SIIs に求められる（ある程度、再建・破綻処理計画へとつながる）詳細なストレステストとシナリオ策定を他の保険者にもある程度適用すべきではないかとの問いかけを行っているところもある。

結果として、FSB は再建・破綻処理計画などを策定するために、G-SIIs が取り組むべきさまざまな要件を発表した。これらの要件は（破綻時に）重大なシステミックリスクを引き起こすと考えられる保険者が、そうしたリスクを低減させ、かつ／あるいは破綻処理の障壁を取り除き、危急時に適時の破綻処理を可能にするための計画をいつでも実現できるように整備しておくことを確かなものとするため設計された。またこの措置の副次的な効果として、企業にとって起こりうる不利なシナリオに関する意識が高まり、それによりそうしたシナリオが現実のものとなる可能性を低下させるための対策を取ることができるようにすることがあろう。監督者はまた、どの企業が国内市場でシステム上重要であり、したがって同様に破綻たん処理計画を策定すべきであるかを見極めようとしているかもしれない。

この分野では現在も監督者と企業が、主要な問題点は何か、また不利益な事態に対処する（あるいは可能であれば回避する）ために取るべき手段は何かについて、特定する過程にある複雑な分野であることに留意する必要がある。

英国における再建・破綻処理計画の主要な要素には以下のものが含まれる。

再建

This paper has been produced and approved by the Insurance Regulation Committee of the IAA on 8 April 2016

© 2016 International Actuarial Association / Association Actuarielle Internationale

1. 「再建」とは保険会社¹の経営陣がストレス状況下で経営上・財務上の問題点を改善することにより、破綻を回避するための措置が講じられるプロセスを指す。
2. 再建のプロセスにおいて保険者は依然として継続企業であり、経営陣は（可能な限り）事態を改善するための措置を講じることができる。
3. 一般的に自己資本の水準がさらに低下した場合（あるいは近い将来低下が見込まれる場合）、それが異なる種類の規制措置や経営行動を導入するトリガーとなる。
4. 「存続不可能な地点」を明確に設定する必要がある。このポイントで再建計画は破綻処理計画へと切り換えられる。このことは当該組織の権限とガバナンスが経営陣から監督者へと移行することを意味する。
5. 再建計画では、保険者が再建を要する事態に追い込まれる原因となった状態に応じて、多岐にわたる異なる措置が盛り込まれていることが多い。これらの措置は、状況が悪化している場合に再建の可能性を高め、破綻処理が必要になる可能性を低下させるように進めていくことができる。
6. 多様な選択肢については、明確な裏付けとなる行動計画とともに、明確に定義される必要がある。計画は保険者が危機を乗り切ることができるだけの具体性と実現可能性を備えていなくてはならない。再建に向けた選択肢は、より慣例的な性質を持つ「通常業務」の経営行動とは異なると考えることができる。

破綻処理

7. 「破綻処理」は再建がもはや不可能となった場合の措置であり、その主な目的は、当該企業の保険金や給付金の支払いが継続できることを可能な限り確信させることにより、実際の破綻あるいは予想される破綻の影響を低減させることである。
8. FSB は保険者、金融市場インフラ（FMI）、破綻処理時の顧客資産保護制度において適用されるべき「主要な特性」に関するガイダンス²を公表した。これは G-SIIs に選定されたすべての保険者に適用される。
9. 多くの企業は困難な状況におかれた場合、事業をランオフさせられる方法を考える。しかし考慮すべき非常に短期的な問題が別に残っている場合がある。さらに、発生の見込みは少ないものの、万一発生した場合に備えてもっと準備しておくべきと考えられる困難な状況（「ブラックスワン」など）の可能性について、考慮することには価値がある。
10. 破綻処理において、管理権限は関係する規制当局（場合により複数の当

¹ 管轄区域によっては規制当局がこのプロセスの一部を担っており、一部の事例ではプロセス全体を管理している。規制当局がプロセスの主たる管理者である場合、このプロセスを「更生（rehabilitation）」と呼ぶこともある。ただし、更生には裁判所の命令が必要とされる場合もある。

² www.fsb.org/wp-content/uploads/r_141015.pdf

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

局)に移る。この場合、経営陣の大半は退陣する可能性が高い。したがって破綻処理計画は当該企業から提供された情報に基づいて規制当局が策定し、主要な当局間で承認を行う。

11. 破綻処理計画策定の鍵となる要素は当該企業の本質的でシステム上重要な(クリティカルな)機能を特定する戦略分析である。この機能は、当該企業のビジネスモデルが全体としてどのように価値を生み出しているかに、そして価値創造プロセスに伴うリスクに、つながる³。
12. 標準的な破綻処理計画に含まれる主な内容は、当該企業の組織、商品、システム、事業活動の詳細(特にグループ会社およびその他のサービスプロバイダー双方との協力関係の詳細)である。

再建・破綻処理計画は保険者と規制当局の双方にとって重要な関心事である。したがって本稿では下記の項目について述べる。

- 破綻処理計画とは何か。その主要なコンセプトと要件についてFSBとIAISはどのように考えているか。また銀行と保険者の破綻処理計画にはどのような違いがあるか。
- 保険者にとっての破綻処理計画の価値は何か。またその過程におけるアクチュアリー役割は何か。
- 実施する上で未解決の哲学的、政治的、実務的問題は何か。
- 付録として、英国を中心に各国の破綻処理・再建要件の適用事例についてまとめている。

2. 背景

2008年から2009年にかけての金融危機により、リスクは必ずしも1つの企業、セクター、あるいは1か国にとどまらないことが明らかになった。我々の生きるグローバルな経済社会は以前にも増して相互の結びつきを深めている。それはつまり広範なシステミックリスクの可能性が以前よりも高まっていることを意味する。

システミックリスクを検討する動きは当初、銀行セクターに向けられていた。明らかに優先されたのは、まず金融機関が適切にストレスを回避するための効果的なリスク管理フレームワークを構築することだった。しかし金融機関を強化するための措置は破綻を絶対的に防ぐことを保証できるものではなく、またそのレベルの安全性を達成するための取り組みは非生産的なものとなりそうなことが認識されるようになった。そこで主要な関心は、発生しうる深刻なストレスの実現性を想定し、破綻した金融機関の重要な経済的機能を継続しながら、納税者を損失にさらすことなく、秩序ある方法でそのようなストレスを乗り切る能力の探求に向けられるように

³これはクリティカルな要素であり、企業の持続可能性とその企業の市場におけるクリティカルな機能のために、必要資本要件とストレステスト要件の最善な形での統合に向けてたどるべきロードマップを特定するものであるため、資本とストレステストに関する章で詳述する。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛にメールを送付されたい。

なった。

2011年7月にFSBが公表した市中協議文書「システム上重要な金融機関（SIFIs）の実効的な破綻処理」⁴では次のように述べられている。「多くの国々は適切な破綻処理の枠組みを持たないままこの危機を迎えた。またSIFIsの破綻に対処する枠組みを持つ国は1つもなかった。実効的な破綻処理手法が存在した場合においても、それらの手法は、国境を越える局面や企業内部から生じる障害に対処していなかった。このことは、危機に先立つ時期において適切な市場規律が働いていなかったことを意味し、危機への対処をより一層困難なものとした。」（訳注：日銀の同文書公表に関するプレス・リリース仮訳より引用）G20はFSBに対し、これらの課題への対処を要請した。

2011年11月、FSB文書「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（訳注：通称「Key Attributes」、以下「主要な特性」）⁵が破綻処理の枠組みの国際基準として、G20のリーダーによって承認された（2014年10月改訂）。この「主要な特性」は、システム上重要な、または破綻時に重大な影響をもたらすすべての金融機関についての破綻処理の枠組みにおける包括的な基準であることが認識された。そして、保険者固有の論点を含め、セクター固有の問題を考慮しつつ実施する方法について、追加的なガイダンスの策定が必要なことが認識された。

2014年10月、FSBは、「主要な特性」が破綻処理時に保険者、金融市場インフラ企業（FMI）および顧客資産の保護にどのように適用されるべきかを具体的に定めたガイダンス⁶を公表した。改訂された「主要な特性」は、「システム上重要、または破綻時に重大な影響をもたらすすべての保険者」に適用される。特にG-SIFIsに選定されたすべての保険者は「主要な特性」の対象となる。FSBは2015年11月3日に「システム上重要な保険者に対する実効的な破綻処理戦略および計画の策定」に関する追加の市中協議文書⁷を公表した。これはG-SIFIsの監督者向けであるが、破綻処理計画の策定に携わるすべての関係者にとって有益なガイダンスとなっている。

「主要な特性」に加え、ソルベンシーII指令もまた、再建計画に対する要件や破綻処理計画に関連するその他のエリアをカバーしている⁸。特に、企業がソルベンシー資本要件（SCR）および／または最低資本要件（MCR）を満たさなかった場合には、再建計画の作成が求められる。また、事業が破綻する可能性があるシナリオとそのシナリオにより想定される結果を検討した「リバースストレステスト」の実行も求められる。ソルベンシーIIは、また、ローカルの規制当局に対し、保険契約者の保護に必要な施策はすべて取るよう責任を設定している。

⁴ www.financialstabilityboard.org/2011/07/r_110719/

⁵ www.financialstabilityboard.org/2011/11/r_111104cc/

⁶ www.financialstabilityboard.org/2014/10/r_141015/

⁷ www.fsb.org/2015/11/consultative-document-on-developing-effective-resolution-strategies-and-plans-for-systemically-important-insurers/

⁸ Solvency II Directive Article 142.

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

3. 破綻処理計画とは何か

I. 破綻処理計画か再建か

保険者の資本状況が悪化すると、経営者が効果的にその状況を修復するための対策を取る機会が減少し、規制当局の力と介入がますます増大する。当初「再建」として始まったものが、結局は会社の「破綻処理」となる場合は多い。

1. 再建計画とは破綻を回避するために会社によって実施されるべきもので、規制要件に適合するための業務上、財務上の能力を修復すること、現在と将来の保険による補償の提供を継続すること、いかなる業界の補償スキームや保証基金制度を利用した資金援助を受けることなく保険契約者への給付を全額支払うことである。
2. 破綻処理計画とは、保険金の支払いを可能な限り保証することにより、現実の、あるいは予想される破綻の影響を低減させることをめざすものである。保険契約の残存期間に対する補償の継続性（削減された水準となる場合もある。最低限の契約者保護の対象となる）は確保されるべきであるが、保険者が事業を終了し補償金が支払われる場合もある。業界または政府の補償制度による財務上および／または業務上の支援が必要となる可能性がある。再建計画が企業の責任であるのに対し、破綻処理計画は規制当局が責任を負う。

このことは政策措置の連続（規制当局による段階的介入）という考えに通じる。なぜなら、伝統的な業務上の意味での支払不能（およびそれに伴う破産の枠組み）は再建・破綻処理計画の引き金にはならないと考えられるからである。

規制当局は「予防的介入の枠組み」を備えていることが多い。英国では健全性監督機構（PRA）が5段階の「危機」を定義し、「危機」のステージに応じて異なる再建の選択肢が、差を付けた規制ツールと対応機関の組み合わせと共に検討されている。

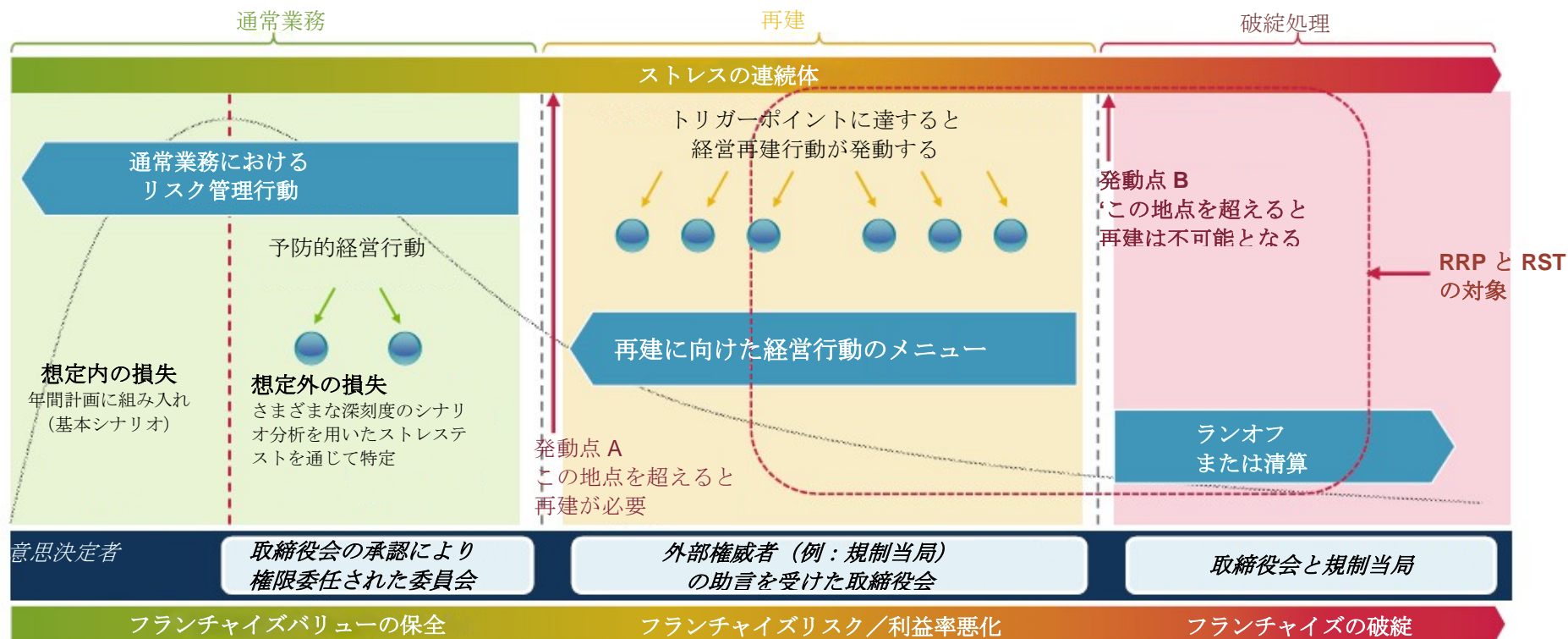
1. 保険者の存続可能性に対するリスクが低い場合：保険者はストレスをかけた状況において、適切な再建措置および／または出口戦略を確立する計画を策定し、以降2年に1度提出することを求められる。
2. 保険者の存続可能性に対するリスクが中程度の場合：保険者は再建措置と出口戦略を再評価することが求められる。PRAは追加的な報告要件を定め、資本の再構築の要請および／または業務制限を行う可能性がある。
3. 保険者の存続可能性に対するリスクがあり、保険者が何の対策も取っていない場合：保険者は時宜に即して再建計画を提出し、再建措置に着手することが求められる。再建措置には以下のものが含まれ得る。資本の調達、資産売却、保険契約の売却／移転、損害保険の支払備金の充分性の確保、経営陣の交代。PRAは新契約を制限する可能性がある。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、[直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。](mailto:riskbookcomments@actuaries.org)

4. 保険者の存続可能性に対する差し迫ったリスクがある場合：PRA は多分新契約引き受け能力を全面的に取り上げるであろう。保険者は再建措置を加速させ、すべての再建措置を実行することが求められる。
5. 破綻処理の最中または破綻しつつある場合：再建措置は適切ではない。保険者の経営は規制当局または裁判所が任命する個人に移管される可能性がある。

PRA のアプローチは企業の規模と複雑性に応じたものとなるように設計されている。再建から破綻処理にかけての政策措置は連続している。次の図はこの連続性を表している。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。



本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、
 直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。

12章（資本—規制及び管理ツール）で述べられていることの観点からこの連続性を考えることもまた有益である。

上記の図で示す通り、フランチャイズバリューがゼロに近づいた場合（あるいは何らかの業界補償スキームおよび／または保証基金制度による補てんが必要になった場合）、会社の経営陣から監督者への権限の移行を可能な限り早急に、秩序ある形で実現するために介入が行われる。通常、資本の水準が低下すると（あるいは近い将来低下すると予想された場合）、異なる規制措置や経営行動が開始される（事業再編やリスク削減措置を含む）。しかし、リスク管理に用いられるプロセスは、資本や資本へのアクセスによって、組織が約定や存続を維持できるようにするためのものである。

多くの規制当局は準備段階として、監督対象の保険者に内部の最低資本水準の設定を求める。規制当局はまた、保険者が自社のリスクエクスポージャーやショックに耐える能力を偽って報告しているとみなした場合、この設定に対し異議申立てを訴える可能性がある。保険者が最低資本水準を大きく下回り始めた場合、規制当局は規制を強化する。保険者のストレス状況が継続すると、ある時点で資本水準が、規制当局が明確に定義している最低資本要件に達しなくなるという疑いが十分に生じるレベルまで落ち込む可能性がある。この時点で会社の存続可能性に疑問が生じ、規制当局は上記で述べたように規制を強化すると考えられる。最終的に、多くの管轄区域において、破綻処理プロセスを監督する機関が、監督当局とは異なる破綻処理当局へと移行する。破綻処理当局は、保全、更生、整理の3つの異なる局面を管轄する。

II. FSB/IAISの主要な提案の概観

2008年から2009年にかけての金融危機は、銀行の相互関連性および複雑性と、破綻がもたらしうるシステム上の影響とを浮き彫りにした。その後、2011年11月にIAISは「保険と金融安定化」と題する報告書を公表した⁹。この中で、伝統的な保険業務を扱う保険者は、2008年から2009年にかけての金融危機の際に「システムリスクの観点から見てほとんど問題とはならなかった」と述べている。特に、保険者のビジネスモデルが一般的に銀行と異なる主な理由は以下の通りである。

- 保険者が負うリスクはより幅広く多様である（また、保険引受リスクは市場リスクと関連しない傾向がある）。
- 保険者は長期の非流動性負債を持つ傾向があり、「取り付け」は銀行に比べて受けにくい。
- 保険者は世界の景気循環や同業種との相互関連性が銀行に比べて低い。
- 保険セクター内部では競争が厳しく、したがって代替可能性もしばしば高いことから、苦境に陥っている保険者からの事業移転や既存資産に基づく保険者のランオフが行われやすい。

⁹ <http://iaisweb.org/index.cfm?event=getPage&nodeId=25255>

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

しかし規制当局にとって懸念が残る分野も依然として存在する。

1. 保険者にとってより脆弱で「システミックリスクを拡大、または引き起こす可能性がより大きい」業務があるか。これらは一般的に非伝統・非保険（NTNI）業務に分類されてきたが、その用語はより明確化する必要がある。たとえば金融危機で AIG が破綻した際、その原因は NTNI 業務にあった、つまり他の（非保険）金融機関との相互関連性が高かったため、と広く受け止められた。銀行業務の要素を持つ商品や、一部の変額年金商品のように複雑な保証を持つ商品もまた、NTNI に分類すべきであると考えられる向きもあることには注意が必要である。
2. ニッチ市場における支配的な保険者の破綻はシステミックな影響をもたらさうか。
3. 大規模な自然災害の結果として価格変動の防止に努めるべきか。
4. 金融市場との結びつきで重要なものは何か。たとえば金融機関への保証の販売、保険者が行う投資、資本調達や債券発行など。

こうした懸案に対処する上での課題の一つに、それらが 2008 年から 2009 年にかけての流動性の危機およびクレジットクライシスの経験とは異なると考えられる¹⁰、異なる種類のシステミックな「大規模災害」を反映していることが挙げられる。また上記の懸案事項には、別のシステミックな大規模災害として、保険料率の変動と保険へのアクセス不能を付け加えることもできる。バランスシート値の大きな変化から生じる不確実性は、対象とする期間により、会社の基本的な流動性ニーズを反映する場合と反映しない場合がありうる（プロシクリカルな指標として取り上げられることもある）が、これもまた懸案事項の一つである。さまざまな自然災害を原因とする破綻処理への準備として、異なる種類の緊急時への備えが求められるように、さまざまなシステム上の破壊を受けた破綻処理への準備もまた同様の備えが必要で、特別の規制原則の適用と経営上の行動計画を必要とする。

2011 年 11 月、FSB の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」¹¹は、破綻処理の枠組みの国際基準として G20 の指導者たちにより承認された。「主要な特性」は 2014 年 10 月に改訂され、保険者の破綻処理に関する付属文書が付け加えられた。

「主要な特性」は「破綻時にシステム上重大な影響をもたらさうするすべての保険者」への適用が意図されている。特に G-SIIs に選定されたすべての保険者は「主要な特

¹⁰ たとえば欧州システミックリスク理事会（ESRB）は 2015 年 12 月の文書で、欧州の保険者が金融の安定を脅かしかねない群衆行動をとることで、システミックな問題の波及のおそれがある分野を特定している。（https://www.esrb.europa.eu/pub/pdf/other/2015-12-16-esrb_report_systemic_risks_EU_insurance_sector.en.pdf）。

¹¹ www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/r_141015.pdf
本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

性」の適用範囲内となる。通常、規制当局は保険者に対し2つの主要な目標を掲げている。保険者の安定性および健全性の促進と保険契約者の保護である。これらの目標を達成するためには、保険者が資本の安定を取り戻し、必要な流動性を維持することが重要である。あるいは、保険者は重大な経済的機能を機能させつつ、また金融の安定や広い範囲の経済への悪影響を最小化しつつ、市場からの秩序ある撤退を行える必要がある。これらの行動は納税者に損失をもたらすことなく実行されるべきである。

FSBは2015年11月3日付で「システム上重要な保険者の実効的な破綻処理戦略および計画の策定」に関する追加の市中協議文書¹²を公表した。これはG-SIIsの監督者向けの文書であるが、破綻処理計画の策定に関わるすべての関係者にとって有益なガイダンスを含んでいる。

保険保証スキーム国際フォーラム (IFIGS)による2015年8月の文書「保険保証スキームのための資金調達のための諸原則」¹³で明らかにされている通り、保険者の問題解決のための選択肢として以下の項目が含まれる。

1. 会社の株式の売却あるいは資産と負債の売却を通じ、事業全体を第三者に譲渡することで保険契約を移転する。
2. 資産管理、自動車保険、個人生命保険、団体生命保険、退職準備商品、その他の特殊種目などの保険種目のうち、1つを第三者に移転する。契約移転再保険 (assumption reinsurance) や代替保険契約の提供を通じて実質的に移転することもできる。
3. 資産価値や負債価値などへの保証を提供する。あるいは問題のある事業に対しストップ・ロス再保険を提供する。これにより購入を考える第三者のリスクを低下させ、事業全体あるいは個々のポートフォリオの移転を容易にしうる。
4. 事業全体あるいは個々のポートフォリオを保険保証スキーム (IGS) 関連企業 (「ブリッジ機関」や「ワークアウト」企業など) に移転する。
5. 保険金や給付金の支払いおよび更新日までの保険料徴収を行うことで、事業をランオフする。
6. いくらかの保険契約 (特に損害保険) の保険料を返還する。
7. 保険契約を終了し、評価された保険契約価値の支払いを行う。

付録には破綻処理の枠組みに関する国別の事例のほか、英国における再建・破綻処理計画のいくつかの実例を載せている。

III. 保険者の破綻処理はなぜ銀行の破綻処理と異なるか (欧州保険協会

¹² www.fsb.org/2015/11/consultative-document-on-developing-effective-resolution-strategies-and-plans-for-systemically-important-insurers/

¹³ www.ifigs.org/wp-content/uploads/Funding-an-IGS.pdf
本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

(Insurance Europe) による 2014 年 10 月の「保険者はなぜ銀行と異なるか」¹⁴の内容を反映)

保険のビジネスモデルの特殊性（保険の長期性、非流動性、負債の偶発性）は銀行のビジネスモデルと明確な対照を示している。破綻処理の枠組みはこうした違いを反映させるべきであると多くの保険実務者は考えている。銀行にとって負債（預金）額は定量化が容易だが非常に流動的である。資産（貸出）額の算定はより困難な推定プロセスをたどり、預金者が持つ流動性の権利とは著しい対照をなす。保険者にとって資産額はほとんど常に容易に算定可能であり、一般的に流動性が高い。反対に、（いくつか例外はあるものの）負債はその傾向として非流動的であり、価値（債務額）の推定はより不確実な部分が多い。

したがって銀行の破綻処理と保険者の破綻処理の主な違いは、後者の場合その期間が長期にわたる可能性があることである。銀行と異なり、保険者は通常「取り付け」の対象にはなりえないことから、破綻処理へと急ぐ必要はない。破綻処理を急いだ場合、避けられたはずの損失を保険契約者にもたらしかねない。したがって保険者の破綻処理に関するルールやガイドラインを作成する場合、スピードに重点を置くべきではない。実際のところ、それは保険契約者／請求者を破綻処理の悪影響から保護するよりむしろ、不利益を与えかねない。したがって当局が破綻処理に使用するツールは保険の特殊性に合わせて調整する必要がある。

A. 銀行の破綻処理

銀行の財務に悪影響を与える道筋はさまざまである。

1. 満期変換：銀行は、一般的に流動性の高い口座に資金を預ける貯蓄者と、通常、長期の資金を必要とする借り手との間を仲介する。この満期変換は経済における銀行の役割の重要な側面であり、長期間のプロジェクトへの投資資金の流れを円滑にする一方で、預金者には依然として流動性を提供する。銀行のビジネスモデルは、すべての預金者が同時に払い戻しを要求することはないという重要な前提の上に成り立っている。これは預金者の現金ニーズが同時に起こる可能性は低いためである。言い換えれば、原則としてほとんどの預金者が預金の即時引き出しの権利を持つものの、実際にこの権利を行使する預金者はごくわずかである。
2. 銀行の取り付け：銀行の債務支払能力に対する信頼が失われた場合、ほとんどの、あるいはすべての預金者が突如として同時期に資金の引き出しに走り、「銀行の取り付け」を引き起こす可能性がある。銀行は当初は預金者への支払いに応じることができるが、非流動性資産を短期間に換金することはできないため、すべての負債が債権者に支払われるよりずっと前に資金は底をつく。
3. 原則として、銀行の取り付けの発生に銀行内部のファンダメンタルの悪化は必ずしも必要ない。すべての預金者が、自分以外の預金者が資金を

¹⁴ [www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/Why insurers differ from banks.pdf](http://www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/Why%20insurers%20differ%20from%20banks.pdf)
本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

引き出すだろうと考えれば、銀行の基本的な健全性とは無関係に発生する。流動性の問題は、理論上は根本的なソルベンシー上の問題がなくても起こりうる。

4. 相互関連性：銀行業の他の特徴は、1つの銀行が信頼を失った場合、他の銀行にも波及しうることである。銀行セクター内の相互関連性が強いためであり、このいわゆる「（金融危機の）波及」は金融システム全体を脅かす。
5. 迅速な破綻処理：銀行の取り付けが起こった場合、通常の支払不能手続のスピードでは金融の安定確保に十分ではない。したがって主要な利害関係者や支払システムの保護および金融システム全体の継続的な安定の確保のため、迅速な破綻処理が必要となる。

したがって銀行の破綻処理においては、銀行自身へのダメージを最小限に抑えつつ、上記で述べた波及の現象を回避するためにもスピードが重要である。結果として、（特に大規模な銀行の）破綻処理は通常、（金融市場がクローズする金曜夜から再開する月曜朝にかけての）週末に行われる。これは「金月処理」と呼ばれる。まさにこの理由により、EUは新しい「銀行再建・破綻処理指令」に、金月処理を可能にするルールを盛り込むことを決定した。ただし現実には、破綻処理はもっと長いプロセスである。たとえば英国における枠組みでは、破綻処理が行われる週末にかけて、ベイルイン（債務を株式化する）の対象となる可能性のある債権者への証明書の発行、債券や株式の取引の一時停止が行われる。ベイルイン条項をまとめるには通常、最低3か月はかかる。

B. 保険者の破綻処理

保険者の基本的な役割は保険契約者¹⁵に対し、リスクからの保護を提供することである。保険料と引き換えに、保険者は保険契約者に一定の事象が起きたときの補償を約束する。保険者は異なる種類のリスクをプールし、変換することでこれを実現する。保険者は既存の契約の保険金や給付金の支払および事業費や資本コストをカバーするために必要な資金を保有する必要がある。

1. 非流動性：保険のビジネスモデルには2つの主要な特徴がある。保険の破綻処理計画の枠組みを作成する際にはこれらの点を考慮に入れる必要がある。
 - a. 長期の保険契約（および長期の支払テールが付随した短期の保険契約）の場合、保険者が保険料を受け取る時期と関連する保険金の支払いが請求される時期との間には長い期間がある（生命保険や、特に年金商品など）。この長期にわたる保障期間が示すのは、こうした種類の契約における保険者の負債は、通常何十年にもわたって支払われるということである。

¹⁵ 損害賠償保険の第三者の請求者を含む。この章の後半では「保険契約者」という用語は、保険契約者およびこれらの第三者請求者またはその他類似の条件の受取人の双方を表す言葉として使用する。
本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

- b. 保険の負債は一般的に非流動的である。例えば年金の支払いは必然的に契約者への長期間の支払を伴うことが予想できるほか、損害保険の場合は、保険金の支払いは特定の事象が起こった場合に発生するものであり、通常は十分な調査と場合によっては対立的な交渉を経た後に初めて支払われる。したがって銀行と異なり、保険の負債は無条件の請求というよりはむしろ偶発的である。ほとんどの場合、保険契約者／請求者は保険事故が起きた場合にのみ支払いを要求し、その場合でも適切な調査（および案件によっては）交渉プロセスを経た後になる。

したがって保険者が破綻した場合には、こうした特性により、破綻処理には長い時間がかかる可能性がある。保険契約者の多くは希望する時に保険契約から直ちに資金を引き出すことはできない（少なくとも多額の違約金が発生する）ため、おそらく「取り付け」や流動性の逼迫は保険では起きにくいと考えられる。しかし早期解約控除の縮小傾向を受け、また保険契約者群団へのアドバイスを行う仲介者により、解約／失効の急増が起こる可能性もある。ただし増加の程度は会社により、また商品のタイプにより異なると考えられる。

2. 波及：同様の理由により、通常、問題が発生した場合にそれが波及するリスクは銀行に比べてかなり低い。予想が難しく、突如として多額の保険金が必要となる可能性のある保険種目（大規模災害保険など¹⁶）については、リスクの一部を移転するため、保険者はほぼ必ず再保険をかけている。さらにある種の保険では、損益の給付への参加という形で固有の損失吸収能力を持つものもある（契約者配当付き生命保険契約など）。
3. 秩序ある破綻処理がやりやすい：伝統的な保険者が破綻した場合、「金月処理」を行う必要性は高くない。AIGのケースでは週末の破綻処理が必要となったが、これは実際には保険者の破綻処理ではなく、非保険事業者と親持株会社の破綻処理であり、NTNIに分類される事業が適切なリスク管理なしで大規模に行われたことが引き金となった。保険者にとって、裁判所が主導する支払不能処理手続きは、訴訟・異議申し立てによって保険契約者への継続的な支払が中断されるリスクがある。100万を超える年金受給者を抱える保険者に関し、いかなる支払いの中断も政治的に容認できないと考えられる。破綻処理当局がG-SIIsに対し安定的なツール（訳注：法的手段ではない秩序ある破綻処理）を活用する別の合理性としては、裁判所主導の行政手続の導入は、取引先が契約上の権利である早期解約権を行使し、契約を終了させるきっかけとなりかねず、それは多額のデリバティブや債券貸付プログラムを保有する保険会社の場合、問題が多いとい

¹⁶ 大規模災害の場合であっても銀行のように直ちに流動性需要が生まれることはない。一般的に、自然災害の規模が大きくなるほど支払いは遅くなる（甚大な災害の場合、数年かかることもある）。このような事象においてはインフラの深刻な破壊や地方の復興資源の壊滅などが起こるためである。甚大な災害では査定担当者が被害物件を調査するだけで数週間を要することもある。小規模の災害であっても支払いには数か月を要する

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

うことが挙げられる。

FSBの「主要な特性」では解約権の一時停止（stay on）期間は厳しく制限されるべきであると述べている（たとえば2営業日を超えない期間）。これはすなわち安定的なツールを金月処理で実行する必要があることを示している。これは（訳注：保険契約の）評価を金月処理で実施する必要があることを意味するわけではない。銀行の場合、価値評価の実施には、金月処理からベイルイン条項が発表されるまでの約3か月を要する。保険者の破綻処理も同様のタイムラインに沿って実施されると考えるのが妥当である。移転が予想される場合、ブリッジ保険者は負債が他の保険者に移転される前に、デューデリジェンスに要する期間を提供することが可能である。移転ができない場合には、何らかの業界補償スキームか保証基金が利用される。

緊急の意識を持つ必要がないため、破綻処理当局と保険者は破綻処理プロセスの遂行に必要な時間を十分取ることができ、その結果すべての関係者にとってベストの結果を実現することが可能となる。たとえば破綻処理開始の決定は、保険者の負債がいつ資産を超過するか、あるいは近い将来超過すると考えられるかの評価を行った後に下される。この評価は規制当局の側の重要な判断を必要とする。資産額と負債は共に変動しており、負債は確定した額ではなく予想される保険金／給付金の最良推計に過ぎないためである。判断には、負債が期限を迎える前に十分な時間をかける必要があり、したがって状況を正しく評価するためには、（一部のショートテールの損害保険においてさえも）時間が必要となる。保険者の破綻処理において十分な時間をかけることは、保険契約者を不必要な損失にさらすなどの最善でない結果を回避する上で役立つと考えられる。

4. 例外：しかしながら、明確なプロトコルの迅速（おそらく保険者の破綻処理から数日以内）な実施が必要な保険業務は少なくない。短期間／迅速な支払いの保険商品（グループ健康保険、個人向け損害保険商品の特定の種目など）の顧客はすべて、彼らの保障が有効である間に迅速な保証を求め、管財人はそうした状況を回避しようとする。さらに継続的な給付が行われている最中の保険契約者はすべて、その継続の迅速な再保証を求めると考えられる（年金や長期所得補償給付金など）。

IV. G-SIIs に対する要件

2011年にFSBは国際的な破綻処理の基準、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（「主要な特性」）を発表した（2014年10月に改訂¹⁷）。「主要な特性」はすべてのシステム上重要または破綻時に重大な影響をもたらさうる保険者へ適用されるべきと意図されており、特にG-SIIsに選定された保険者はすべて「主要な特性」の適用範囲内となる。

¹⁷ www.financialstabilityboard.org/2014/10/r_141015

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛にメールを送付されたい。

G-SIIs の監督者および G-SIIs 自身は「主要な特性」に従うことが求められる。この基準は、すべてのシステム上重要または破綻時に重大な影響をもたらさうる金融機関に適用すべき、幅広い具体的な要件を定めている。G-SIIs に適用される要件は以下の通りである。

1. 危機管理グループ (CMG) の設置。グループの中核企業の監督者をその一員とする。下記 V を参照。
2. 再建・破綻処理計画の策定。流動性プランなどの関係書類を含む。
3. 破綻処理実行可能性評価の実施。
4. その金融機関固有の国際的な監督者間の協力の合意。

FSB がまとめた実効的な破綻処理に期待する結果は以下の通りである。

- G-SIIs の破綻処理が重大なシステム上の影響を引き起こすことなく、また納税者の損失危険を増大させることなく実現されること。
- 清算時に請求権の優先順位を尊重する形で株主と無担保債権者に損失を吸収させる仕組みを通じて、重要な経済的機能を保全すること。
- 保険契約者保護制度をできる限り有効に維持すること。
- 不必要な価値毀損を回避し、存続不能の G-SIIs が市場からの秩序ある撤退を果たせるようにすること。
- 円滑な破綻処理の障害となるものを特定し、除外すること。

この破綻処理に関する FSB の基準にしたがって、G-SIIs に対する強化された監督（システミックリスク管理計画 (SRMP) の策定を含む）と実効的な破綻処理に関する規制は指定後すぐに適用され始める必要がある。（当初 G-SIIs に選定されたグループについては 2015 年末までに）再建・破綻処理計画は策定され、危機管理グループの同意を得る必要がある。SRMP は以下の要素を含むべきである。

1. 流動性管理計画への言及（流動性管理計画の文書化など）。流動性リスク増大の可能性に対する当該 G-SIIs の管理計画を説明する。
2. 再建計画および再建を実施する状況になった場合にその計画がどのようにシステミックリスクを低減させるかについての説明。
3. グループ内の金融取引に関する概要。特にグループ内の保証と再保険／再々保険に関し、グループ全体のリスクとリスク分布とに対する影響についての観点から説明する。
4. システミックリスクを管理、低減あるいは削減する計画に関連する他の施策との連携についての説明。
5. 再建計画の再評価を必要とする再建のトリガーについての簡潔な説明。
（FSB 「再建のトリガーとストレスシナリオ」 (2013 年 7 月 16 日付)¹⁸）参

¹⁸ www.financialstabilityboard.org/2013/07/cos_130716b/

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

照)。

6. G-SIIs の役員会、(関係する場合) 監査役会、関連の小委員会による計画承認の記載。

さらに G-SIIs の判断によって、以下の要素を SRMP に盛り込むべきである。

- G-SIIs がシステム上のリスクがある事業の一部またはすべての継続あるいは拡大を決定した場合、金融システムや経済全体に対し、システム上の影響をもたらす可能性に対処するために、これらの事業およびその大ききの適切な管理またはリスク緩和の方法について説明する。
- G-SIIs がシステム上のリスクがある業務の一部またはすべての停止あるいは削減を決定した場合、そのスケジュールの概要が求められる。
- G-SIIs の戦略が追加の資本調達である場合、これを達成する時期と方法についての計画を提出するべきである。
- G-SIIs の戦略に非伝統・非保険業務の実効的な分離が盛り込まれている場合、予想されるスケジュールと分離を達成するための方法に関する詳細を提出するべきである。特に、G-SIIs が分離後の新しい事業体においてシステミックな業務をどのように扱う予定であるかを含め、実効的な分離に関する IAIS の関係する基準に対処すべきである。

V. 破綻処理計画—主要なコンセプト

破綻処理計画には、以下の通り考慮すべき主要なコンセプトがいくつか存在する。

A. 危機管理グループ (CMG)

FSB はすべての G-SIIs の本拠地および主要な出先の監督者に対し、企業に影響を及ぼす国際的金融危機に対し、それへの準備の強化と、危機管理および破綻処理の促進を目的に CMG の維持を求めている¹⁹。CMG には監督当局、中央銀行、破綻処理当局、財務省のほか、管轄区域(破綻処理において重要なグループ内の事業体の本拠地あるいは出先)の保護制度を担当する公的機関が含まれ、企業がシステム上影響力を持つ他の管轄区域の当局とも密接に協力する必要がある。

B. MPE と SPE

規制上の破綻処理における介入には、大きく分けて以下 2 つの方法が存在する。

- 単独社介入法 (SPE、あるいはトップダウン) : 問題を抱えた事業会社ではなく最上位会社のレベルでグループの破綻処理を行う(問題のある事業会社の所在地は最上位会社とは異なる国である可能性に留意する)。この方法は、保険者の側ではサービスの継続を可能にし、保険者のバランスシートを分断することなく、グループを一体として維持できる(通常、こちらの方法が銀行に好まれている。ただしストレスシナリオではグループの資本がすべてのグループ会社を支えることになるという意味合いをもつ)。SPE は国際協力や、それぞれの監督者が国益を優先させがちである現行の

¹⁹ FSB Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions Ch 8.

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

状況では達成が困難である。また SPE ではないが、グループの一部（国ごと／地域ごと、あるいは商品ごと）に対処するサブ SPE が存在し得る。

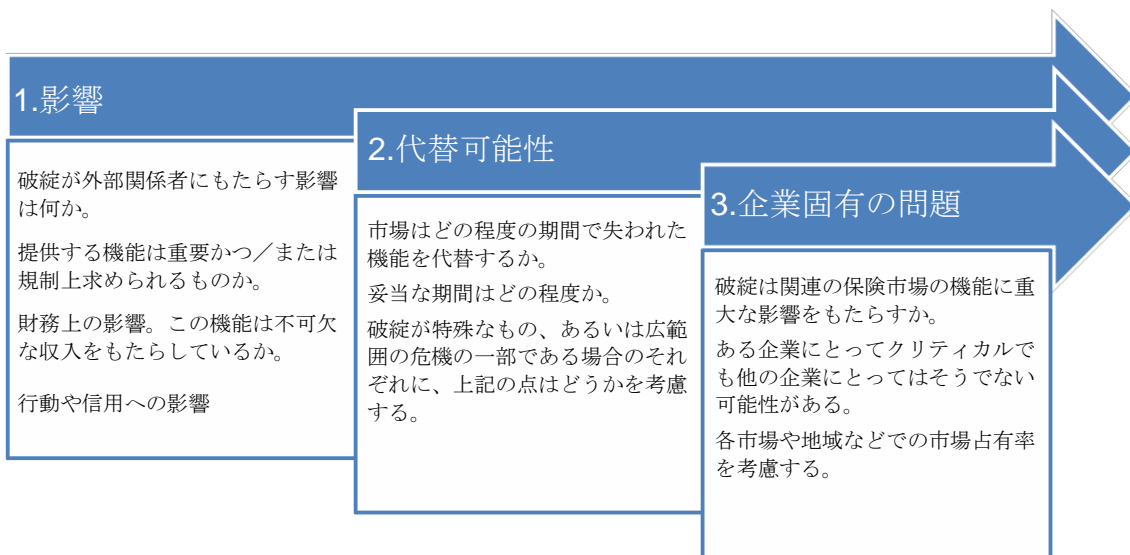
- 複数社介入法（MPE、あるいはボトムアップ）：この方法は、問題のある事業会社レベルでグループの破綻処理を行う。複数の破綻処理当局が関わる可能性がある（この方法は一部の大規模な会社に対してよりふさわしいと考えられる。ある事業体が問題を抱えて破綻するに任せることが可能な時、親会社がグループの残りの部分を切り離すことができる）。

C. クリティカルな経済的機能と共有サービス

FSB の市中協議文書²⁰「クリティカルな機能や共有サービスの特定」では、破綻処理計画に関連する 2 つのコンセプト、すなわちクリティカルな経済的機能およびクリティカルな共有サービスについて概説している。

クリティカルな経済的機能

クリティカルな経済的機能とは、第三者に向けた業務のうち、その中断によって金融の安定や実体経済に不可欠なサービスの停止につながるおそれのあるものを指す。それは保険者の規模、市場占有率、外部または内部の相互関連性、複雑性、海外業務に起因する。例として、法が強制する保険カバーや、不可欠なサービスを提供したり、あるいは実体経済の機能の基礎となるような活動を行ったりするために、それらの関係者が必要とする保険カバーが挙げられる。保険契約者や関連する保険金受取人・請求者への障害保険金や年金の支払いもまた、それが保険契約者の毎日の生活費に欠かせないものである場合、クリティカルな機能といえる。ただし支払額を減額した場合と支払いを受けられない場合のシステム上の影響については、本稿でも重要な検討事項となる。



ある機能をクリティカルであると特定する目的は、システム上の混乱を最小化し価値を保全する破綻処理計画を当局が作成するのを支援するためである。ある機能がクリティカルであると特定された場合でも、一般にその機能およびすべての関連債務が破綻処理において保護されることを意味するわけではない。また、市場参加者

²⁰ www.financialstabilityboard.org/2014/10/c_141016/
本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

に対して、その機能がどのような環境でも維持されるとの期待、あるいは会社がその機能を提供できなくなった場合でも損失を免れるだろうとの期待を、クリティカルと特定される以前よりも当てにするよう誘導すべきではない。

破綻処理計画では、ある種の機能が提供されなくなった場合の、金融システムや実体経済機能に与える影響と重要性について考慮に入れる必要がある。企業が提供するある種の経済的機能は、どのような環境においても保全されるべき不可欠なものである場合がある。したがって破綻処理戦略には、こうした最も欠かせない機能と、どのような破綻処理シナリオにおいてもこれらの機能が確実に継続する必要がある状況とを特定する重要な措置のオプションを含める必要がある。

当局は各企業について、市場と企業、管轄区域の金融システムの特性、経済や競争の見通し、その他の企業が提供する機能の範囲などを考慮して自ら評価を実施する必要がある。その結果、市場や企業によってクリティカルな機能やサービスは異なる可能性がある（必ずしもそうとはかぎらないが）。企業または管轄区域ごとのクリティカルな機能のリストは破綻処理計画プロセスと破綻処理の実行可能性評価に向けた重要なインプットとなる。

クリティカルであるかは、企業が金融の安定に及ぼす脅威の観点で検討される。保険者については、保険契約者への影響評価を含む。

クリティカルであるかの評価において、主要な検討項目は以下の通りである。

1. 規模、相互関連性、複雑性、業種
 2. 企業の業務の性質。特に NTNI 業務の詳細
 3. 商品の代替可能性。保険契約者にとって代替手段では自身を守るのが困難であるか。また、ストレス状況において入手可能な代替商品の範囲および企業がその商品の市場から撤退した場合の影響についての検討も含まれるべきである。
 4. 他の保険者への事業移転が容易かどうか。
 5. 保険カバーがなくなることの深刻さおよびもたらされる結果の観点から見て、保険契約者にどのような影響をもたらすか。
 6. 市場や地理的に見て、その企業において保険契約者の集中があるか。
 7. 企業にとって主なリスクは何か。またそれは他の保険者や金融機関とどのような相互関連性を持つか。
 8. 企業の組織はどのようなものか。また資本は代替可能か。資本を必要な分野に移動させることは可能か。最も脆弱な分野は、どの程度クリティカルか。
 9. 起こりうる破綻のシナリオを詳細に検討したか。その場合、このシナリオは再建可能なものか。
 10. 現在における企業の資本上の強さはどの程度か。またストレス状況における
- 本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

る場合も含め、さらに資本を集めることのできる能力はどうか。策定された再建のための措置はどの程度本質的で信頼がおけるか。

企業は何をクリティカルとみなすかについて異なる見解を持つことが考えられ、またクリティカルであるかの判定に異なる方法を取るかもしれない。たとえばある会社はフランチャイズバリューや収益性の高い保険種目を優先させる可能性がある。そうした点を考慮することは再建において一定の役割を果たし、内部の事業計画や長期的なリストラの観点では関係があると考えられるが、破綻処理計画では主要な論点になるとは考えられていない。破綻処理計画の目的は金融の安定化と、保険契約者を含む外部関係者への悪影響の削減であるべきだからである。

クリティカルな機能は以下の2つの要素を持つ。

- 保険者が自社と関係のない第三者に当該機能を提供している。
- この機能の提供が突然中断した場合、金融システムや実体経済に重大な影響をもたらしたり、それを波及させたり、あるいは市場参加者の一般的な信頼を喪失させたりする可能性がある。

保険においては、特定の機能の提供が突然中断した場合、第三者への重大な影響が発生しうるのには以下のような場合がある。

- 機能の継続を確保するメカニズムが存在しない。
- その保険カバーが、第三者にとって経済活動を行ったり、日常生活を送ったりする上で不可欠である。
- 保険契約者が支払われる保険給付に依存している。
- 保険者の破綻が投げ売りによる相当な額の投資資産の早期売却を招いたり、借り手が代わりの与信ソースを見つけるまで流動性や資金調達で困難が生じる状況を引き起こしたりする可能性がある。
- 保険者がデリバティブ、レポ、有価証券貸付市場における取引相手としてクリティカルな役割を果たしており、突然破綻した場合、市場の正常な機能に影響を及ぼし、深刻な混乱や波及を引き起こすおそれがある。
- また保険者の破綻はリスクのプールを通じて重大な影響をもたらさう。リスクのプール、特に再保険はそれ自体、非常に重要な経済的機能であり、それが機能しなくなった場合は経済に影響が出るおそれがある。

クリティカルな共有サービス

クリティカルな共有サービスとは、社内業務あるいは第三者に外注する業務のうち、その中断によってクリティカルな機能を果たせなくなり、したがって金融の安定や実体経済に不可欠な機能の停止へとつながるおそれのあるものを指す。例として、ITや他のサービス（施設管理や管理業務など）の提供が挙げられる。

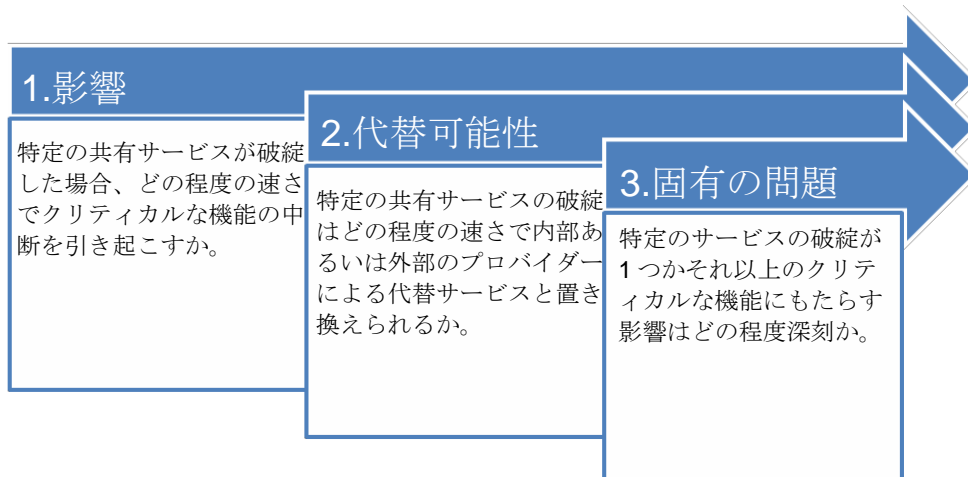
クリティカルな共有サービスは以下の要素を持つ。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

- 業務、機能、またはサービスは、社内の部局、グループ内の別法人、または外部の業者により実施される。
- 上記の業務、機能、またはサービスが1つまたはそれ以上の事業部局あるいはグループ内の法人のために実施されている。
- 突然中断または機能不全に陥った場合、クリティカルな機能の中断を引き起こすか、あるいはクリティカルな機能を果たす上で深刻な障害をもたらすおそれがある。

上記の要素のうち1つでも欠けていれば、その共有サービスはクリティカルではないと考えられる。たとえば施設管理などの、社内の業務、機能、またはサービスは外部の業者で容易に代替することができる。したがって、たとえその共有サービスが会社のクリティカルな機能の維持に必要なものだとしても、そのサービス自体はクリティカルとはいえない。

この場合も3段階に分けて評価することができる（下図参照）。



4. なぜ保険者は破綻処理計画を策定すべきか

I. 破綻処理計画の必要性が生じる前に、保険者が計画策定を行うべき理由はいくつか存在する。

保険契約者に対する保障の継続はある種の保険にとって重要である。

1. 生命保険会社が長期契約の保障を見直すのは困難であり高コストになる。長期にわたる保障の継続性確保にはさまざまな困難がつきまとうおそれがある。退職者年金や年金保険の収入はまた住民の福祉にとってクリティカルであり、政治的に微妙な問題である。
2. 損害保険にとって、短期補償は契約更新の市場競争が厳しいことから、一般的に補償の継続は容易である。しかし巨額の保険金支払いやロングテールの保険金支払い（英国の定期支払命令（PPO）など）の維持もまた重要である。こうした支払いは、往々にして立場の弱い個人のニーズをカバーするために設定されているためである。
3. また法定の補償（たとえば英国の事業者責任保険や自動車賠償責任保険など）

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

ど)についてもそうした代替補償が確実に利用できるようにすることが重要である。オーストラリアの HIIH の事例では、ある保険者が法定補償の市場で非常に大きなシェアを持ち、他の市場参加者が短期間には十分な吸収力を提供できない場合、混乱を招く可能性があることを示している。

4. 子会社や外国の保険者の支店にはまた別の複雑性が存在する可能性がある。継続性が確保できない場合（破綻した保険者が外国に基盤を置いている場合が多い）、保険契約者に対してどのような補償が行われるかという点が論点となる。
5. 失われた保障の評価は、ある種の長期債務や更新が保証されている契約にとって単純なものではなく、たとえば保険契約者の健康状態や税金への影響など、個々の保険契約者の状況を反映する必要がある。
6. 保険契約者の保護は、実務上容易に達成されなくてはならない。そうでなければ破綻を増幅させるとともに、保険業界への信頼が揺らぎ、業界の評判を落とすことになる。
7. 税金の問題と企業年金に関する規制は、ストレス環境に対処する上で、状況を取り巻く不確実性から問題を複雑にする可能性がある。したがってこれらの問題を事前に検討しておくことには意味がある。

再建計画を発動する要件を形成するトリガーを各国が明確に規定することにより、企業の周到な準備と対応が可能となる。存続が不可能と判断される時点（point of non-viability）を明確に設定する必要があり、この時点で再建計画は破綻処理計画に切り替わることを強いられ、組織を運営する権限とツールは経営陣の管理下から監督当局の管理下へと移る。ただし、トリガーの明確化は計画段階では有益であるものの、実際には状況が非常に多様であり得るため、柔軟性が必要である。再建の形はさまざまである。たとえばグループレベルでは再建が可能であっても、ある子会社は支払可能か支払不能かを問わず閉鎖する必要があり、債務の再編や保険契約者保護制度からの資金援助が求められることがありうる。ただし破綻処理には再編した債務やいずれの保険契約者保護制度からの資金援助も含まれる可能性が高い。これには他社への一部の事業の売却やランオフも含まれる。

国際的な清算が必要となる国際的なグループの場合、管轄区域の違いにより、行動の緊急性や、実施すべき介入や破綻処理施策の内容に関する見解（および破綻処理に関する既存の枠組みの有効性）が大きく異なってくることが多い。保険契約者の保護に必要な資産額について、管轄区域の見解が異なることはほぼ確実である（たとえば資産が凍結される場合があり、その場合は他の管轄区域で引き出すことができない）。最悪の場合、各国が費用のかかる法廷闘争への備えを固めるおそれもある。しかし多くの場合、グローバルな破綻処理を前進させられるよう、さまざまな当事者が融通し合うことは可能である。グループの監督者（あるいは G-SIIs の CMG）が破綻処理計画の策定において協力し、合意を形成することが重要であるのはこのためである。

II. 破綻処理は極端な事象の結合（または経営の著しい失敗）に対処するための

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

適切なコンセプトである

多くの企業にとって、現在の保険会社の資本管理体制は、既存の資本リソースを使い果たし、会社を破綻処理が必要な状況に追い込むような極端な事象であっても吸収可能なものとなっている。したがってこれは不必要な仕事に見えるかもしれないが、それは必ずしも事実とはいえない。

1. 可能性の低いと思われる状況を想定し、これに対する備えを強化することには意味がある（「ブラックスワン」など）。多くの保険会社は見かけ上の資本リソースにもかかわらず困難な状況に陥ってきたのは、彼らのモデルが正しく較正されていなかったか、またはある種のリスクを考慮に入れてこなかったためである。したがって支払不能のトリガーとなる事象は常に想定されるようなテールの遠い端にあると想定することは必ずしもできない。
2. リスク緩和策の「ツールボックス」を開発して状況が悪化した場合の対策を取ることによって、再建の可能性を高め、破綻処理の必要性を低下させることが可能になる。これは対策をただ考案するだけではない。綿密な計画を立てるだけでなく、たとえば必要となるコンティンジェンシープランを第三者と共に策定することや、会社の破綻処理可能性を強化するために現時点で対策を実施することなどが含まれる。
3. ある種の事象はその発生や影響が不確実であるため、企業は発生後の対応の方が準備を整えやすいかもしれない。またトリガーポイントと経営情報を充実させることで、経営陣に事前に警告し、事象の警戒順位を上昇させることが可能である。

保険者は政治的な要請に留意する必要がある。保険会社は広範な金融セクターの一部であり、納税者は金融機関の将来のバイルアウトを限界的にしか、あるいは全く志向しないことを認識すべきである。

III. アクチュアリーサービスへのアクセス

保険のアクチュアリー部門や他の部門により、すでに実施されている多くのタスクがあり、それをさらに発展させることで破綻処理計画プロセスの主要部分をカバーできる。アクチュアリーはこれらのタスク遂行を主導し、再建・破綻処理計画の策定を調整する役割を果たしている。タスクには以下の項目が含まれる。

1. ストレステストとシナリオテスト
 2. リバースストレステスト
 3. エマージングリスクの評価
 4. 経済資本評価
 5. 詳細な流動性計画
 6. 経営行動の策定
 7. リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）プロセスの包括的な実施
- 本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

再建・破綻処理計画には、本質的に直接的にはアクチュアリーと関係しない多くの側面が（特に運営面の多くで）存在するものの、主要なアクチュアリープロセスおよび分析は、アクチュアリーが持つ固有のビジネスの理解とともに、アクチュアリーチームをこれらの仕事の調整において最適な存在としている。実際、破綻処理の運営上の要素は非常に困難な仕事であり、組織内の多くの部門が協調して取り組む必要がある。

規制当局が介入する場合、アクチュアリーは通常、保険者と規制当局の双方に関わる。状況が悪化して破綻処理に向かう時、参加者（したがってアクチュアリーの雇用者）のフィールドは拡大し、（必要があれば）管財人として雇用する専門の会社、（規制当局と別ならば）破綻処理当局、保険契約者保護基金、上記の関係者を補佐するために雇用される種々のコンサルタントなどを含む場合がある。この後者の場合、アクチュアリーに求められる仕事は以下の通りである。

1. 清算対象の事業の買い手にとって有利な条件をアドバイスする。
2. いくつかの事業ブロックの価値について管財人にアドバイスする。
3. ランオフにおいても継続される契約の裏付けとして必要となる資産について、管財人や保険契約者保護基金に対し、アドバイスを行う。

IV. 破綻処理計画に伴う不確実性

保険者の破綻処理計画は未だ検討が進みつつあるコンセプトであり、必然的にそのコンセプトおよび実務への応用に関して何らかの不確実性が伴う。具体的には以下のことを含む。

- 破綻処理計画の成果に関する了解事項（何が必要で、望ましく、達成可能であるか）は、すべての利害関係者の間で変化し続けている。
- 再建と破綻処理は、金融機関の業務環境の経済的・社会的変化に鑑み、常に定期的な再評価が必要である。
- 大半の国にはすでにすべての保険会社の支払不能に適用する法律が存在し、FSBの一部の勧告より優先される可能性がある。
- 国内の破綻法の適用と保険者の破綻処理要件との間にギャップあるいは重複が存在する可能性がある。
- すでに破綻処理当局や保険契約者保護基金が存在し、それらの権限がFSBの勧告と整合性を持たない可能性があるほか、監督当局の権限と調整が取れていない可能性がある。
- 既存の破綻処理施策の一部またはすべては実際に試行されたわけではないのが一般的で、したがって実際の適用においては多くの不確実性が残ると考えられる。
- 企業が再建から破綻処理へと移行する地点について、また破綻処理当局が各地の保険契約者保護基金および／または支払不能に関する実務家と協調する方法について、厳密に定まっていないことが多い。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

- より規模の大きい保険者の場合、保険契約者保護基金は支払不能によって疲弊する可能性があり、また給付金の削減幅や政府の介入についても不確実性が残る。破綻処理の影響がシステミックで多くの保険者に影響する場合、異なる要件が適用される可能性がある。
- 国際的に活動するグループの場合、ある事業体の再建や秩序ある破綻処理を可能にするために、一部の子会社を倒産させることが可能かどうか不確実な場合がある（破綻処理はしばしば MPE ベースで行われる）。G-SIIs の場合であっても CMG の運営が計画されているであろうが、破綻処理の状況に応じ、計画の修正が求められる可能性がある。

事前の計画立案はすべてテールシナリオに基づいており、破綻処理計画は、状況の変化と規制／実務の展開に合わせて必然的に、保険者の協力の下に規制当局／CMG による定期的な再検討を実施する必要がある。

ニック・デクスター（FIA,FSA）は英国の健全性監督機構のシニアアドバイザーであり、英国ロンドンを拠点としている。専門分野は生命保険、ERM など。連絡先：Nick.Dexter@bankofengland.co.uk.

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛にメールを送付されたい。

付録一破綻処理計画の各国事例

付録 I：英国

英国では 2014 年以降、健全性監督機構（PRA）ルールブックの規則 8 により、再建・破綻処理に関連して企業に厳しい要件が課されることとなった。これはすべての英国の保険者に対し、再建計画の策定を求めるものである（今のところ強制ではないが、ベストプラクティスと考えられている）²¹。したがって PRA の規則に則り、再建・破綻処理計画は PRA の規制を受けるすべての保険会社に適用される。ただし、保険会社が破綻した場合に金融の安定に対しおよび保険契約者に対してもたらしうる影響によって、企業に求められる項目の程度には違いがあることに留意する必要がある。

規則 8 には比例的アプローチ要件が盛り込まれている：「企業に求められる規則 8 の遵守を示す方法は事業内容によって規定される」。PRA は、破綻処理上の「重要なサービス」を構成する要素は PRA の一般的な目的と、保険者においては保険に関する目的に鑑みて決定されるものであると述べてきた。したがって規則 8 に基づき企業が提出を求められる情報量は、当該企業の重要性の評価により異なる。

前記の通り、英国における再建と破綻処理の重要な違いは、再建段階においては保険者は依然として継続企業であり、経営陣は（うまくいけば）状況を改善するために対策を講じることができる点であることに留意する必要がある。しかし、破綻処理においては、権限が関係する（単一または複数の）規制当局に移り、経営陣のほとんどはその地位を離れることが多い。したがって、破綻処理計画は、会社が提供する情報に基づいて規制当局が策定し、CMG が承認する。

A. 英国における再建計画の主要な要素

一般的に再生計画において適用されると思われる主要な要素は以下の通りである。

1. 2 つから 4 つの主要なシナリオの策定。著しい資本や流動性の不足を引き起こす、特異な状況や業界全体あるいは市場全体のストレス状況に関するシナリオも含む。
2. 各シナリオの詳細な定量的、定性的な説明。
3. 少なくとも、考えられるシナリオのうちの 1 つについて、会社に大きな影響を与える主要な再建手段の選択肢の説明。各選択肢に関する詳細な評価を含む。
4. （責任準備金）評価と影響分析（資本、流動性、フランチャイズ）。
5. 対策のスピードとタイミング。

²¹ www.bankofengland.co.uk/pradocuments/publications/ps/2014/ps514.pdf
本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。

6. 各再建シナリオの適合性と実行可能性。
7. 運営と責任の所在。外部機関への依拠を含む。
8. 障害と制約。
9. 内部および外部のリスクと問題。
10. 信頼性と必要な準備。
11. 再建計画の点検。変化する事業形態に合わせて再建計画を更新、調整するプロセスを含む。

再建手段の選択肢は裏付けとなる明確な行動計画と共に、明確に定義する必要がある。また保険者が危機を乗り越えられるよう、十分に具体的で実際的である必要がある。再建手段の選択肢は、本質的により型通りの通常業務における経営行動とは異なると考えられる。

保険会社が再建の必要な立場に追い込まれるもととなった状況に応じ、再建計画は異なる種類のさまざまな選択肢を含むことが多い。保険会社が採用する可能性のある再建手段の選択肢の例は以下の通りである。

1. 資本調達（株式および／または債務）。
2. 投資ポートフォリオのリスク低減。
3. 再保険の利用拡大。
4. 新契約高の削減／ランオフへの移行。
5. 保険契約を積極的に一時金換算することによる予防的なランオフ。
6. 子会社や事業の整理。
7. 債務整理計画－英国会社法もしくは類似のものを適用して、すべての当事者を拘束するような合意に至る。

上記選択肢の多くが破綻処理計画の一部として取り入れられていることに注意すべきである。これらの選択肢は両立可能であり、著しいストレス状況にある保険者は複数の対策を取ることが多い。

認定された再建手段の効果はさまざまな視点からみることができる。

- 世評：提案された対策は保険者に対するさまざまな関係者（保険契約者、規制当局、メディアなど）からの評判にどのような影響を与えるか。
- 価値：（現在の価値と比べて）どのような価値が実現可能か。またその価値は個別の問題に対処する上でどのような違いをもたらすか。
- スピード：その再建手段は迅速に実施することができるか。
- 執行リスク：提案された対策にはどの程度のリスクがあるか。また、相当な価格の切り下げでさえも、買い手がつかないなど、外部の関係者に対しどの程度影響を受けやすいか。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛てにメールを送付されたい。

B. 英国における破綻処理計画の主要な要素

一定の困難な状況に置かれた場合、多くの企業はいかにしてランオフするか検討するだろう。実際、ポートフォリオをランオフするコストを技術的準備金の計算に含めることは、資本要件設定の一部となりうる。しかしながら、たとえ企業が、ごく極端なケースを除き、すべての保険契約者（および他の債権者）に最終的に全額支払が可能であるような十分な資本リソースを持っていたとしても、依然として検討すべき非常に短期の問題が残っている。

「ブラックスワン」事象に続く数日間に取りべき重要な対策がいくつかありうる。これらの対策は検討の上、可能な場合は緩和する必要がある。これらは大まかに3つのカテゴリーに分けられる。

- 財務：いくつかの対策を迅速に実行することで、財務状態の変動を緩和する可能性がある。例：企業の投資ミックスの再編成など。
- 流動性：企業の財務状態の悪化が契約条項の引き金を引くことや大量の保険契約者（または他の債権者）の支払要求となるような、流動性の問題が発生する可能性がある。
- その他オペレーション上の検討事項：事象の状況に応じて対処が必要な運営上の問題が発生する可能性がある。例：サイバー攻撃を受けた場合、外部サプライヤーが破綻するなど（オペレーション上の課題に関する具体的な言及については後述のセクションを参照のこと）。

一般的に、規制当局は保険者に対し、2つの主要な目標を設定している。それは、保険者の安全性・安定性の促進と保険契約者の保護である。これらの目標を達成するために重要なことは、保険者が資本と流動性の安定を回復できるか、さもなければ重要な経済的機能を保全し、金融の安定および経済全体への悪影響を最小化する形で、秩序ある市場からの撤退を果たすことである。これは納税者に損失をもたらさないようになされるべきである。

保険者の破綻処理実現可能性を評価する上で、規制当局は多くの要素を検討する。例を挙げると：

- 企業が属しているグループの組織。
- 企業が採用するさまざまなビジネスモデルにおいて価値を創造する（または失う）さまざまな方法²²。
- 遂行されている重要な経済的機能。
- 認定された再建手段の選択肢の頑健性と実行可能性。

規制当局が保険者に望むこととしては、以下の点が挙げられる。

²² たとえばAIGが実行したように、伝統的なリスクプーリングを越えてバランスシートの「貸出」を行うことができる。あるいは事業の継続性保障機能やその他管理業務の提供がされているかもしれない。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛てにメールを送付されたい。

- 強固な再建計画の完成と承認。この計画において、存続不能（とみなす）地点および保険者がこの地点に近づくことになる特定のシナリオについて合意を形成しておくこと。
- 再建／破綻処理に関する多くの選択肢を認定し、それぞれの利点と実行可能性を評価する。
- 対策の自由度を制限しかねない障害および相互依存性について明確に把握する。
- 保険者が提供する重要な経済的機能とそれが中断した場合の影響を分析する。
- 価値創造に用いられているビジネスモデルとそれに関係するリスクを特定する。
- 上記の重要な経済的機能の維持に必要な共有サービスに関する情報を収集する。
- 当該企業が請負っている業務で、金融システム全般に波及する可能性のある非伝統的保険業務に関する情報を収集・分析する。
- ストレス状況下で事業の安定性と持続可能性を維持または修復するための信頼性あるステップを設定する。

影響が深刻なほど、規制当局の介入の枠組みに設定されている通り、監督の重点が強化される。

一般的な破綻処理計画の内容について言えば、この対象となりうる項目は以下のようになるだろう。

1. 会社／グループの背景と構造：この分野には通常以下の項目が含まれる。
 - a. 会社の概観と歴史。
 - b. 企業構造、（母国および外国の）子会社、子会社における業務。
 - c. 企業の概観、個々の法人、構造。
 - d. 財務上、法制上、運営上の観点から見た事業体の相互関連性と修復可能性に関する情報。
 - e. 主要な再保険契約、カウンターパーティーリスク、グループ内貸付や保証などの範囲（元受け保険または受再保険の契約者と、保険契約者の裏付け資産とは分けて考える）。
 - f. 新契約の水準。
 - g. 主要なアドバイザーを含む販売の主な方法。
 - h. 運営上の問題（ジョイントベンチャーなどを含む）。
 - i. 主な財務およびオペレーショナルなリスクと不確実性。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛てにメールを送付されたい。

2. 商品の種類と規模。以下を含む。
 - a. 保険契約者への保証。例：英国の「財務管理の原則と実務（PPFM）」
 - b. 保有している商品の種類と規模。
 - c. 商品ごとの保険料収入と保険金支払のプロフィール。
3. 主要なシステムとプロセス。以下を含む。
 - a. ITシステム、プロセス、コントロール。
 - b. 投資管理契約。
 - c. アウトソーシング契約。
 - d. 内部・外部監査勧告。
 - e. 再建ガバナンス。
 - f. トリガー、閾値、影響。
 - g. 早期警戒指標／トリガー。
 - h. 進んだ段階へのトリガー（再建計画および措置の正式な発動を決める）。
4. 運営上の留意点：
 - a. 内部の財務、構造、運営上の依存。
 - b. 第三者のサービスプロバイダー（独立またはグループ内）への依拠。
 - c. 経営陣と主要なスタッフの能力と協力。
5. ビジネスモデルに関する留意点：
 - a. 保険窓販取扱行。（銀行と保険者の）複数の破綻処理計画を適用する可能性がある。
 - b. 生命、損害および兼営保険者にはそれぞれ固有のビジネスモデル上の留意点が存在する。

計画では以下の点についても検討することとなるだろう。

1. 再保険から問題が波及する可能性。

支払不能状態の場合、元受保険の契約者の方が受再保険より優先される（EU指令による）。したがって保険者が受再保険を増やすほど、直接契約者がより保護されることになる。しかし、再保険者の顧客に波及するリスクがあり、再保険の購入者は保険契約者保護制度によって保護されない可能性がある。

2. 優先権

地域によっては法制度により、年金受託者のような大規模な保険契約者は、本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛てにメールを送付されたい。

保険者が破綻した場合の優先権を事実上付与する契約を保険者と結ぶ場合があり、他の保険契約者のリスクを増幅する。したがってデフォルトというソルベンシーポジションや、その個々の保険契約に対する影響は、早い段階で確定される必要がある。またグループ内貸付や保証もデフォルト時に複雑な問題を引き起こす可能性がある。

3. デフォルト時の責任

クロスボーダーのポートフォリオ移転では、移転先の保険者が後になって破綻した場合、保護責任の所在が問題となる。事業継続する場合、必要に応じ、最終的な保険金の支払は100%に満たない額に減額する必要がある可能性がある。時間が経つにつれソルベンシーの水準が変動すると考えられるためである。

破綻処理を実際に遂行するため、インソルベンシー（支払不能）を扱う実務家、保険契約者保護制度、経営者、規制当局などの中で役割と責任を明確化する必要がある。破綻処理の状況では企業のコントロールが経営陣や役員会から他の関係者に移るためである。また、破綻後の信頼性の維持とパニック回避が必要であり、そのためにも解約権停止などの手段は可能な限り回避されるべきである。

4. その他の実際的な側面

これまでに多くの保険会社が破綻寸前の状況を経験しており、そうした事案から、計画に含めるべき他の要素に関する実践的な教訓を得ることができる。

C. 保険契約者の利益—短期の計画か長期のランオフか

破綻処理の状態では企業の流動性に制限があり、財務状況も不透明なことから、支払義務の生じた保険金の支払いを継続できない可能性がある。保険契約者が保険金の受け取りに依存しているような、緊急度の高い支払い（住宅補修費の財源や年金支払いへの依存など）の継続と、より長期の保険契約者の利益を犠牲にすることの間でバランスを取る必要がある。こうした場合、資金不足のあらゆる可能性（例えば、データ、資産価格、債務の延長に関する不確実性に起因するもの）に関し、保険契約者保護基金による状況改善の試みにもかかわらず、短期的に不確実な状況が生まれることが多い。

D. 広報活動

危機の形がどのようなものであれ、報道陣との対話は必ず行わなくてはならない。経営幹部が強烈な世評に慣れておらず、メディアトレーニングが必要な場合もある。

メディア関係者がスタッフに接近する場合もありうるため、スタッフへの準備や注意喚起の計画を持つことは有益である。以前のいくつかのケースではスタッフブリーフィングへメディア関係者が入り込むことは歓迎されなかった。

E. 運営

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛てにメールを送付されたい。

後から振り返ると、計画全体が不十分であり、もっと悲観的でも良かったことがわかる場合が多い。整備されたコンティンジェンシープランがあるとしても、危機が起こった場合にスタッフやサービスを派遣する外部の会社との間で個別の（枠組みの）合意を整えておくことが必要である。たとえば IT や電話システムは必要な変化や要請に対処できるようにしておく必要がある。手動プロセスを導入せざるをえなくなれば、状況を悪化させるおそれがある。ある実際のケースでは保険契約者とのコミュニケーションが増大し、整理に4年から5年が費やされた。

不満を持つ保険契約者が問題となる場合もある。過去にはメディア関係者や保険契約者が建物や会議に入り込んだことがあった。そのような状況ではスタッフの身の安全が課題となる。

F. 人事面

スタッフに対してどこまで事実を伝えるかは難しい問題である（後になってみれば、経営陣は問題の深刻さを否定していた）。新しい（破綻処理という）環境に対処するためにどの程度企業風土を変革することが求められているかについて、正しい認識が欠けている可能性がある。短期的には変化の打撃を受け、またやる気をなくすスタッフが出ることで、スタッフのパフォーマンスの水準が下がるおそれがある。したがってスタッフが異常事態に対処できるように準備しておくための研修が必要となる。

したがって経営陣は、スタッフのサポートに熱心に取り組むべき時期について把握する必要がある。さらに経営陣は不正の可能性が高まることに関して警戒する必要があるかもしれない。最後に、新しいビジネスモデルと事業構造への移行に必要なスキルについても検討すべきである。

G. 破綻処理計画へのアプローチ（英国企業が実際に使用したもの）

破綻処理計画の権限は規制当局にあるものの、策定作業の大部分は必然的に企業自身が担う。破綻処理計画は大規模なプロジェクトではあるが、慎重に計画を立てて焦点を絞ることにより、作業量を削減することが可能である。破綻処理状況で発生する可能性のある、以下のような主要な段階に留意されたい。

1. 破綻処理の妨げとなるものに対処する必要がある。
2. 企業の採算性、ソルベンシー、流動性の悪化（保険種類により異なる可能性がある）。
3. 現在の（悪化した）状況に合わせて再建・破綻処理計画を更新する。
4. 規制当局による監督モニタリング。
5. 適切な場合に妥当な再建措置を発動する。
6. 適切な場合に再建措置を停止する。
7. 破綻処理措置のトリガーとなる閾値を超えた場合、規制当局が報告を受けらる。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。

8. 破綻処理計画で定めた破綻処理への適確な対応。
9. 妥当な破綻処理措置の発動、ソルベンシーポジションの評価。
10. 必要に応じて保険契約者保護制度による協力を実施。

英国の G-SIIs（および他の主要な英国の保険者）は長い時間をかけてアプローチを進展させてきた。今日までの作業から得ることのできた主要な教訓は以下の通りである。

1. 上級者による中心となる小チームを形成し、当該機関のまさにトップとアクセスする。
2. 規制の重点について母国と出先国のバランスを決定し、主要な規制当局および CMG との合意に努める。
3. 当局の著しい支援なしに実効的な再建を可能にする。
4. 法人組織および経済的機能の間で事業の調整が容易にできるようにする。
5. グローバルな会社全体の相互依存性を明瞭に把握する。
6. 存続が不可能と判断する地点をあらかじめ定め、必要な再建の規模を特定する。
7. 既存のストレステストの経験に基づきながらもマクロレベルのシナリオとその影響にも重点を置き、可能であれば詳細な経済分析を回避する（既存のストレステストはあまり極端でないため、既存の経営行動は「存続不可能な地点」に近づく「破綻直前」の状況から再建するためには十分でない可能性がある）。
8. 「危機」を宣言すべき時期を認識する。会社の役員を含む個々の責任を文書化しておく。
9. 真に重大で実践的な対策の、比較的少数の組による再建策に焦点を当てる。
10. 可能性のある対策のうち進んで実行すべきでないものについて合意する。
11. 内部および外部の秘密保持に関する懸案を解決する。
12. 計画および規定した要件の枠内に強力なガバナンスと危機管理構造を確立する。

破綻処理計画が正式に発動した状況のガバナンスは、再建計画に記載された状況と非常に類似している。主要な違いは規制当局の注意と権限の水準である。正式な破綻処理においては、破綻処理計画は規制当局が管轄するが、再建計画の正式な発動においては、規制当局の大幅に強化された監督のもとに役員が担当を継続する。

特に子会社に影響を及ぼす対策が実施され、その子会社の役員がグループ全体よりも子会社のために状況を検討する必要がある場合、潜在的なコンフリクトに注意が必要である。

「再建」は異なるビジネスモデルへ向けてのものである場合があることに留意する必要がある。危機前の状況を回復できる可能性は低い。再建・破綻処理計画における **本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。**

る主要な要素はコミュニケーション戦略を慎重に検証することである。対処すべき利害関係者は数多く、コミュニケーションの失敗はウイルス的で致命的である。利害関係者には雇用者、アドバイザー、サービスプロバイダー、保険契約者、非常勤役員、債権者、再保険者、募集人／販売者、メディア、ソーシャルメディアのコメント、株主、債券保有者、資本市場などが含まれる。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛てにメールを送付されたい。

付録 II : 米国²³

米国では「危険な金融状況」に関する法により、危険なやり方で営業している保険者を規制当局が支配することが可能である。この中には純資産が黒字であるが、将来のハリケーンや暴風などの単発の事象により支払不能となるリスクが存在する企業の支配と閉鎖も含まれる。

前述の通り、管財人手続は保全、更生、清算という3つの異なる形態に分類することができる。ほとんどの州では保険会社の保全、更生、清算に適用する法律を制定しており、全米保険監督官協会（NAIC）が採択した3つのモデル法（統一保険者清算法、保険者の再建および清算モデル法、保険者破産手続モデル法）に基づいている。

保全において、管財人は一定の期間を使用して当該企業の財務状況を分析し、保険契約者と債権者にとって最善となるのが、清算、更生、あるいは会社を民間経営に戻すことのうちのどれかを決定することが許容される。

更生が認可されると、州の規制当局が手続きのために具体的な法的根拠を示し証明する必要がある。更生においては、保険者が管財人の管理下に置かれるもととなった問題を修正し、市場に復帰させるための計画が作成される。

規制当局は、当該企業の更生について、成功する可能性が高いか、それとも問題が深刻であり保険契約者の損失リスクを著しく増加させると想定されるかを決定しなくてはならない。後者に当てはまる場合、適切な行動は保険者の清算である。裁判所は未払いの保険契約を実効的に取り消し、支払不能に陥った保険者に対し、債務と保険金を確認する日付を確定する清算命令を出す。しかし生命保険者の支払不能は特異な状況を生み出す。NAICモデル法は生命保険、健康保険、年金保険の継続を規定する。

²³

www.naic.org/cipr_topics/topic_troubled_companies_and_receivership.htm

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接riskbookcomments@actuaries.org宛てにメールを送付されたい。

付録 III : 日本

日本では保険者が破綻処理に入る 2 つの方法があり、また破綻処理の重点は既存の保険契約の継続性確保と保険債務の再構成に置かれている²⁴。金融庁は保険者の責任準備金およびソルベンシーマージン比率の十分性についてモニタリングを行っている。金融庁はソルベンシーマージン比率の水準に応じ（ただしそれだけに限らない）、「段階的な介入」を行う。生保と損保の 2 つの保険契約者保護機構（以下、保護機構）のそれぞれが破綻処理において重要な役割を果たす。

破綻処理の 1 つ目のルートは保険業法に基づくものである。保険者は業務や財産の状態に照らして保険業の継続が困難である場合、金融庁への報告が求められる。金融庁は当該保険者に対し、一部あるいはすべての業務を停止する命令を出し、保険者は保険管理人の管理下に置かれる。保護機構は、業務を引き継ぐ会社を探すために、資金援助を行う。そうした会社が現れない場合は、保護機構が子会社を設立することにより、ブリッジ保険者となることが認められている。

第 2 のルートは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に基づく裁判所を通じたプロセスである。債務超過または支払不能による破産のリスクがある場合、保険者のみならず金融庁も保険者の更生手続の開始を申し立てることができる。更生手続の適用は相互会社と株式会社の双方に認められている。保護機構の資金援助の下で、原則として 90% にまで責任準備金を削減すること許容される。更生計画には、保険契約者間で契約条件の差異化をはかること（予定利率の引き下げなど）、早期解約控除の導入、相互会社から株式会社への転換などが含まれる。

再保険者を除くすべての保険者は保護機構への加入が義務付けられている。すべての生命保険とほとんどの損害保険（自動車保険、住宅火災保険、地震保険など）は、保険者が破綻した場合に補償される。原則として保険契約準備金の 90% が補償される。保険者の破綻後 3 か月以内であれば、事故に対する損害保険金の 100% が補償される。将来の破綻コストをカバーするため、保護機構の加入保険者は事前に一定額に達するまで拠出をすることが求められる。資金援助コストが累積拠出額を超えた場合には、政府の借入保証や助成金が適用されることもある。

世界の流れを受け、金融市場全体に広がるおそれのあるリスクに対処するため、（保険者を含む）金融機関の秩序ある破綻処理の枠組みが 2013 年に確立した²⁵。

²⁴ Shinya Kobayashi, How Should Resolution Regimes for Insurers Be Established? Experiences in Japan and Implications for Global Standard Setting, Regulation and Supervision Newsletter SC5 October 2014, The Geneva Association.: https://www.genevaassociation.org/media/905874/ga2014-progres_sc5.pdf

²⁵ www.fsa.go.jp/en/refer/legislation/20130416/02.pdf

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。